

杉並区感染症予防計画修正一覧

※網掛けの部分は、区民等意見による修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	3	目次	目次	4 蚊媒介感染症対策	4 蚊媒介感染症対策・ダニ媒介感染症対策	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号4・5-1】
2	6	第3章	はじめにの5 計画期間 感染症の対象となる感染症(本予防計画で対象とする感染症)の分類と考え方	四類感染症 デング熱、レジオネラ症、マラリア、狂犬病、E型肝炎等	四類感染症 デング熱、レジオネラ症、マラリア、狂犬病、E型肝炎、 <u>重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号4】
3	13	第2章	第1の5 国内外の情報収集・分析及び情報提供等	イ 普及啓発 平時から区民に対し、ホームページやSNS、広報紙等、様々な媒体を活用して、感染症に関する正確な情報や予防に関する正しい知識を広めるとともに	イ 普及啓発 平時から区民に対し、ホームページやSNS、広報紙等、様々な媒体を活用して、感染症に関する正確な情報や予防に関する正しい知識及び医療機関への適切な受診の仕方を広めるとともに	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号7-1】
4	16	第2章	第2の3(2) 行動制限	感染症に基づき、患者に対して、感染拡大防止の観点から必要と認められた場合には、感染症法に基づき、～	感染症に基づき、患者に対して、感染拡大防止の観点から必要と認められた場合には、 <u>回法</u> により、～	適切な記述に修正
5	23	第2章	第6の1(2) 総合的なマネジメントを担う保健師の配置・機能強化	新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和6年度より新たに平時から～	新型コロナ対応の経験を踏まえ、 <u>令和6(2024)年度</u> より新たに平時から～	適切な記述に修正
6	25	第2章	第6の5 地域の関係機関等との連携強化	今後も新興感染症の発生等に備え、関係機関との役割分担に基づき的確に対応できるよう、医療行政連絡会の定期的な開催など、平時から圏域ネットワークを強化する。	今後も新興感染症の発生等に備え、関係機関との役割分担に基づき的確に対応できるよう、医療行政連絡会の定期的な開催など、平時から圏域ネットワークを強化するとともに、 <u>新興感染症等が発生した場合には、関係医療機関等との連絡会を開催するなど、意見交換及び情報共有を図る。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号6-6】
7	26	第3章	第1の2(2) 新興感染症発生の公表後の流行初期(発生の公表後から3か月)	新型コロナ第3波(令和2年12月から令和3年2月)の初期と同規模と想定し、対応する。	新型コロナ第3波(<u>令和2(2020)年12月から令和3(2021)年2月</u>)の初期と同規模と想定し、対応する。	適切な記述に修正
8	26	第3章	第1の2 発生段階の定義	新型コロナ第3波(令和2年12月から令和3年2月)の流行期と同規模と想定し、対応する。	新型コロナ第3波(<u>令和2(2020)年12月から令和3(2021)年2月</u>)の流行期と同規模と想定し、対応する。	適切な記述に修正
9	27	第3章	第1の2 発生段階の定義	公的医療機関や、地域支援病院及び特定機能病院等が中心となり、順次速やかに、医療措置協定を締結したすべての医療機関で対応する。	公的医療機関や、 <u>地域医療支援病院及び特定機能病院等</u> が中心となり、順次速やかに、医療措置協定を締結したすべての医療機関で対応する。	適切な記述に修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
10	27	第3章	第1の2 発生段階の定義	新型コロナ第6波（令和4年1月から2月）と同規模と想定し、対応する。	新型コロナ第6波（令和4(2022)年1月から2月）と同規模と想定し、対応する。	適切な記述に修正
11	29	第3章	第2の3（1） 地方衛生研究所等の検査体制の強化	検査実施能力及び検査機器の数に関する区の目標は新型コロナ対応のため、令和3年2月より	検査実施能力及び検査機器の数に関する区の目標は、 <u>新型コロナ対応のため令和3(2021)年2月より</u>	適切な記述に修正
12	30	第3章	第1の4 医療提供体制の確保	公的医療機関や、地域支援病院及び特定機能病院等が中心となり、東京都の要請に基づき、発熱外来を設置し発熱患者等を受け入れる体制を整備する。	公的医療機関や、 <u>地域医療支援病院</u> 及び特定機能病院等が中心となり、東京都の要請に基づき、発熱外来を設置し発熱患者等を受け入れる体制を整備する。	適切な記述に修正
13	31	第3章	第2の6 患者の移送のための体制	円滑な移送が可能となるよう、新型コロナ対応で行った関係機関と連携した取組を～	円滑な移送が可能となるよう、 <u>新型コロナ対応で患者移送を行った関係民間機関</u> と連携した取組を～	適切な記述に修正
14	34	第3章	第2の8 保健所の業務執行体制の確保	検査実施能力及び検査機器の数に関する区の目標は新型コロナ対応のため、令和3年2月より	検査実施能力及び検査機器の数に関する区の目標は、 <u>新型コロナ対応のため令和3(2021)年2月より</u>	適切な記述に修正
15	34	第3章	第2の8 保健所の業務執行体制の確保	東京都と医療器措置協定を締結した医療機関及び民間検査機関の協力のもと、検査体制を整備する。	東京都と <u>医療措置協定</u> を締結した医療機関及び民間検査機関の協力のもと、検査体制を整備する。	適切な記述に修正
16	36	第3章	第4の2（2） 医療機関への受診集中の緩和	東京都は、新型コロナ対応においては、感染拡大時に、医療機関への受診の集中を緩和するため、患者や濃厚接触者に対し抗原定性検査キットの配布を行った。	東京都は、新型コロナ対応においては、感染拡大時に、医療機関への受診の集中を緩和するため、 <u>感染が疑われる症状のある者や濃厚接触者</u> に対し抗原定性検査キットの配布を行った。	東京都連携協議会からの意見により修正
17	36	第3章	第4の4 地域の関係機関等との連携強化		<u>4 地域の関係機関等との連携強化</u> <u>新興感染症等が発生した場合には、関係医療機関等との連絡会を開催するなど、意見交換及び情報共有を図る。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号6-6】
18	37	第4章	第1の1 結核対策	区の結核の新規登録患者は、平成20年をピークに減少しているとともに、令和4年のり患者率は、6.5(人口対10万人)となり、令和2年から継続して低まん延の水準に達しているが、全国で見ると未だ年間1万人以上が感染しており、過去の病気ではない。	区の結核の新規登録患者は、 <u>平成20(2008)年</u> をピークに減少しているとともに、 <u>令和4(2022)年</u> のり患者率は、6.5(人口対10万人)となり、 <u>令和2(2020)年</u> から継続して低まん延の水準に達しているが、全国で見ると未だ年間1万人以上が感染しており、過去の病気ではない。	適切な記述に修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
19	38	第4章	第1の4 蚊媒介感染症対策	4 蚊媒介感染症対策 区内でも輸入例を発端に蚊媒介感染症の発生や感染拡大が生じることは十分に考えられることから、区は蚊の捕獲調査を行うなど、デング熱等の発生する蚊の発生状況を把握する。 また、媒介蚊対策、患者の早期把握、国内感染症例発生時における感染地の推定、蚊の駆除等を的確に実施する。	4 蚊媒介感染症対策・ダニ媒介感染症対策 区内でも輸入例を発端に蚊媒介感染症の発生や感染拡大が生じることは十分に考えられることから、区は蚊の捕獲調査を行うなど、デング熱等の発生する蚊の発生状況を把握するとともに、媒介蚊対策、患者の早期把握、国内感染症例発生時における感染地の推定、蚊の駆除等を的確に実施する。 <u>また、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)は東アジア(中国・韓国・日本)に分布するマダニ媒介性ウイルス性出血熱に分類され、致死率が高いことや重症例では出血症状が認められることがあり、発症した人や動物の血液・体液に接触した者が感染する。特に医療従事者は患者の血液・体液に曝露する可能性が高いため、本疾患を含むダニ媒介感染症を正しく理解し、感染防止対策を適切に行いながら、患者の診療ケアを行うことが重要である。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号4・5】
20	39	裏面		☆杉並区のホームページでご覧になれます。 http://www.city.suginami.tokyo.jp	☆杉並区のホームページでご覧になれます。 https://www.city.suginami.tokyo.jp	適切な記述に修正